

第13号議案

名古屋都市計画高度地区の変更（最低限高度地区）

(1) 趣旨

都市防災不燃化促進事業の終了に伴い、最低限高度地区を廃止する高度地区の変更をするもの。

(2) 都市計画の概要

① 現行の計画書（最低限高度地区関係部分抜粋）

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
高 度 地 区 (最低限高度地区)	約 95ha	建築物の各部分の高さの最低限度は7メートルとする。	
合 計	約 95ha		

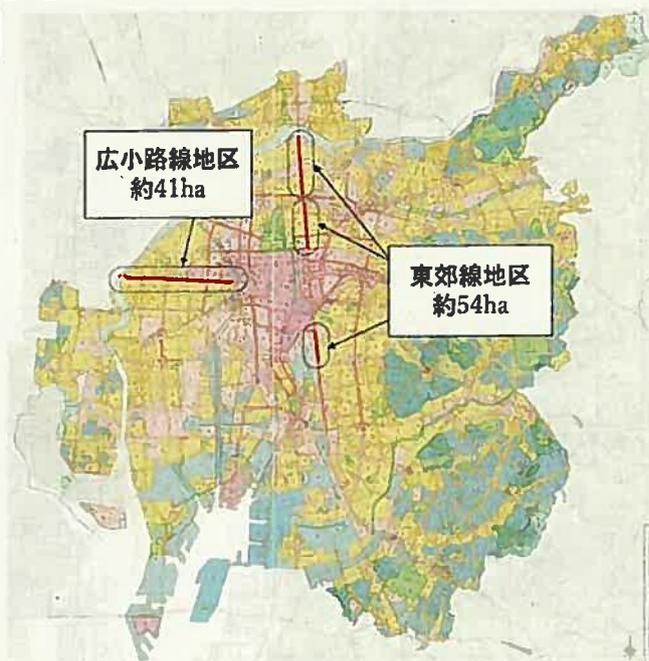
最低限高度地区内の適用の除外

次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、上記の制限は適用しない。

- (1) 不燃化促進区域の区域外の建築物
- (2) 都市計画施設の区域内の建築物
- (3) 建築物の建築面積の2分の1未満の部分の高さが7メートル未満の建築物
- (4) 附属建築物で平家建のもの（建築物に附属する門、へいを含む。）
- (5) 法第3条第2項の規定によりこの都市計画の規定の適用を受けない建築物についての増築又は改築については、令第137条の10第1号及び第2号に定める範囲の建築物
- (6) 地下若しくは高架の工作物内又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもののほか、市長が公益上やむを得ないと認め建築審査会の同意を得て許可した建築物

② 変更する地区

参考図



ア 広小路線地区



高度地区変更区域

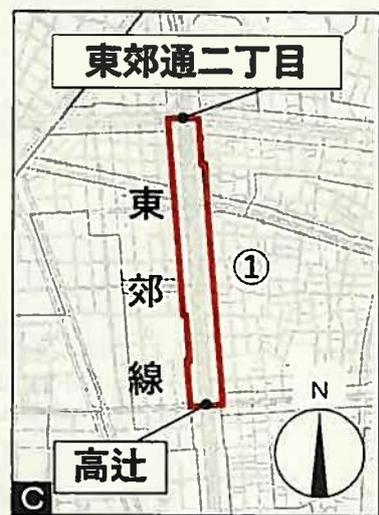
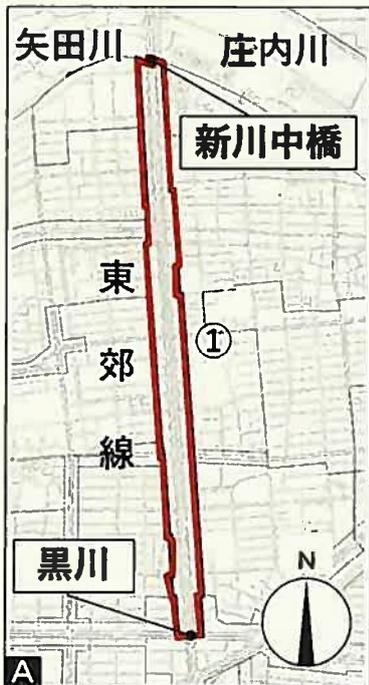
高度地区変更前後対照表

変更箇所	変更前	変更後
	高度地区	高度地区
①	絶対高45m高度地区 最低限高度地区※	絶対高45m高度地区
②	最低限高度地区※	—

※建築物の高さの最低限度を7m以上とする。



イ 東郊線地区



高度地区変更区域

高度地区変更前後対照表

変更箇所	変更前	変更後
	高度地区	高度地区
①	最低限高度地区※	—

※建築物の高さの最低限度を7m以上とする。

